

## 提案すべき事業内容について

## ●平成31年度

項目	必要性 (○=必須、×=不要、空欄=任意)	実施内容・実施趣旨	支援対象者数
I 次世代を担う若年者の不足が見込まれる企業における人材確保支援	○	静岡県の平成30年8月における全職業計(常用計)の有効求人倍率は1.70倍となっているが、職業別の有効求人倍率においては、特に保安、建設、介護、福祉、運輸等の産業を中心に、人手不足状態(順に7.87倍、6.05倍、4.21倍、3.91倍、2.44倍)となっており、当該産業を含む地域の企業の人材確保を図るため、セミナーや企業の説明会等を開催し、当該企業の仕事の魅力や普段の働き方等についてPRすることにより、若年者の職業意欲の喚起を図る必要がある。	90人
II 地域の特性を踏まえた若年者に対する雇用支援サービス	○	静岡県においては、15歳以上の女性の無業者のうち就業希望者の割合が18.7%と近隣県(愛知県:20.3%、岐阜県17.1%、三重県:17.7%)の中で高めの水準にある一方で求職者の割合は6.1%と近隣県(愛知県:7.8%、岐阜県6.1%、三重県:6.3%)で最も低い。就職希望でありながらも求職活動ができていない女性が多いと懸念されるため、求職活動の第一歩としてキャリアセミナー等の支援を行う必要がある。	180人
II 地域の特性を踏まえた若年者に対する雇用支援サービス	○	静岡県においては、15-44歳の失業率が4.4%(推計)と近隣県の数値(愛知県:3.9%、岐阜県4.1%、三重県:3.9%)と比べて高く、こうした者に対して、正社員雇用を促進するため各種セミナー、企業説明会、面接会や企業との交流会等の就職支援を行う必要がある。	360人
III UIJターン就職に係る支援	○	静岡県は転出超過数が5,242人(H29)と近隣県(愛知県:-4,839人(転入超過)、岐阜県:5,755人、三重県:4,063人)の中でも高めの水準となっており、県全体として人口流出対策が課題となっている。県内の大学に在学する県外出身者のうち、県内で就職するのは19%(推定)と低い数値となっていることが一因と懸念されるため、主に県外出身の学生に対し、就職活動や就職後の生活に関する情報等を提供し県内就職を促進する専門窓口の設置等、支援を実施する。	720人
IV 地域の人材流出防止・地元定着に係る支援	○	静岡県は転出超過数が5,242人(H29)と近隣県(愛知県:-4,839人(転入超過)、岐阜県:5,755人、三重県:4,063人)の中でも高めの水準となっており、全国でも8番目の多さである。県全体として人口流出対策が課題となっているが、転出者の中には離職後に転出するものが一定数含まれると考えられる。このため、早期離職者が就職後に抱える職場に関する悩み等の解決を支援するため、内定者向けに職場におけるコミュニケーション能力の向上等に関する講習会を開催し、継続就業に向けた支援を行う。	1400人
IV 地域の人材流出防止・地元定着に係る支援	○	静岡県は転出超過数が5,242人(H29)と近隣県(愛知県:-4,839人(転入超過)、岐阜県:5,755人、三重県:4,063人)の中でも高めの水準となっており、全国でも8番目の多さである。県内の大学に在学する県外出身者のうち、県内で就職するのは19%(推定)と低い数値となっていることから、県内企業のPR力・採用力が低いと推察されるため、採用担当者に対するセミナー等の支援を行う。	180人
V 都道府県が創意工夫し自ら企画・立案した、都道府県の強み・特色を活かした事業	×		

## その他、事業の実施にあたって求められる事項

- (1) IIにおいて、県内で開催されるセミナー、面接会等の就職関連イベントを毎月とりまとめ、リーフレットを作成して配布すること。
- (2) IIIにおいて、専門窓口はしずおかジョブステーション中部に開設し、月12日以上相談業務を実施すること。
- (3) 利用者への効率的な就職支援及びサービス向上のために、利用者へのアンケートを実施し、集計結果を活用したサービス向上に取り組むこと。また、集計結果を月1回委託者に報告すること。
- (4) 若年者地域連携事業の趣旨を踏まえ、静岡県が行うジョブカフェ事業、併設されているハローワークとの連携を踏まえた、地域の実情に沿った取り組みを行う企画内容であること。
- (5) 事業の実施に当たっては、労働局・静岡県と事前に協議・調整を行うこと。また労働局・静岡県から事業運営上必要な要請があった場合は、誠実に対応すること。
- (6) 必要に応じ、市町村、地域経済団体、学校等と連携を図ること。
- (7) 当該事業を実施遂行に当たり、専任者を3名以上配置し、最低2名は職業能力開発促進法第30条の3に規定するキャリアコンサルタントである者を配置すること。その内、1名はしずおかジョブステーション中部に配置すること(III関連)。また、コーディネーターの配置が可能であること。
- (8) 当該事業の実施遂行においては、基本専任者にて行うこと。